

# 独立行政法人福祉医療機構資金借入金 利息補給金交付規定の改正について

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

# 改正の概要

## 1 改正の主な内容＝利子補給金交付対象者の見直し

### 【具体的内容】

障害者福祉施設整備の借入金に対する利子補給金の交付について、平成 23 年度は、前年度の決算において、次期繰越活動収支差額が經常活動による収入額の 3 か月分を超える場合は、補給金交付の対象外とする。

### 【現行制度の概要】

本則の規定においては、

- ① 社会福祉法人が、
- ② 平成 13 年度以前に独立行政法人 福祉医療機構から資金を借入れ、
- ③ 障害者福祉施設を整備した場合の当該借入金に係る利子について、
- ④ 当該利子の年額が 30 万円を超える場合に
- ⑤ 当該利子の額の 5 分の 3 の補助金を交付することとなっている。

## 2 改正の理由

- 社会福祉法人においては、効果的かつ適正な事業運営を行うため、自主的経営基盤の強化を図ることが求められている。
- 平成 20 年度の包括外部監査において、「ほとんどの法人の純資産はプラスであり、また、収支差額もほとんどの法人がプラスであり、一律に補助するのではなく、経営自体を踏まえて補助する方法が望ましい。」との意見があった。
- また、平成 21 年 10 月に行われた外部有識者で構成する事業棚卸し委員会においては、**当該事業の一定の役割は終了しており、「不要」との意見が提出された。**
- これらを踏まえ、障害保健福祉課において当該利子補給金制度についての見直しを行った。